○財務省令第七号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号。以下「経過措置政令」という。）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第五章　［略］	第五章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　［略］	第三節　［同上］
［第一款　略］	［第一款　同上］
［第二款　略］	［第二款　同上］
［第一目～第四目　略］	［第一目～第四目　同上］
第五目　日本国籍を有しない者に対する一時金（第百十八条の九）	［目を加える。］
第六目　［略］	第五目　［同上］
（契約書の作成）	（契約書の作成）
第二十八条　契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。	**第二十八条**　契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除	四　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
五　［略］	五　［同上］
［号を削る。］	六　かし担保責任
六　［略］	七　［同上］
七　［略］	八　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（財務諸表の提出）	（財務諸表の提出）
第六十二条　［略］	**第六十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　前各号に掲げるもののほか、財務大臣の定める事項	七　財務諸表附属明細表に掲げる事項
3　［略］	3　［同上］